

審 査 基 準

平成19年7月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要：合格証明書の書換え
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第1項、第2項、第5項（合格証明書の書換えの申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係(電話0952-24-1111 内3033) 合格証明書の交付を受けた警察署又は住所地や申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂